

○ 財務省告示第八十九号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年二月九日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

財務大臣

与謝野 馨

（別表）

国債の名	記号	総額	額面金額の たりの買入価格
利付国庫債 （十年）	第二回	十五億円	九十二円四十二銭
〃	〃	四十億円	九十二円五十銭
〃	〃	十億円	九十二円六十銭
〃	〃	十三億円	九十二円六十二銭
〃	〃	五億円	九十二円六十五銭
〃	〃	三十億円	九十二円六十七銭
〃	〃	十六億円	九十二円六十八銭
〃	第三回	十五億円	八十七円九十五銭
〃	〃	七億円	八十七円九十八銭
〃	第四回	十三億円	八十六円二銭
〃	〃	五億円	八十六円二十二銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	第九回	〃	〃	〃	第八回	第七回	〃	第六回	〃	〃	〃	〃	第五回	〃	〃	〃
三十五億円	四十五億円	十億円	三億円	十億円	二十二億円	三億円	十億円	三十四億円	六十七億円	五億円	二億円	二十七億円	一億円	十億円	十億円	十四億円
八十八円九十六銭	八十八円九十五銭	八十八円十三銭	八十八円九銭	八十七円八十九銭	八十七円六十八銭	八十七円三十銭	八十七円八十八銭	八十七円八十四銭	八十八円十七銭	八十八円十六銭	八十八円十四銭	八十八円七銭	八十七円九十三銭	八十六円四十二銭	八十六円三十八銭	八十六円三十五銭

合	〃	〃	〃	〃	〃
計	第十六回	〃	〃	第十一回	第十回
億九百九十三 円	億二百四十五 円	三十億 円	六十億 円	円百三十一億	五十億 円
	八十九円三十二銭	八十九円四十銭	八十九円三十六銭	八十九円二十七銭	八十八円六十九銭